★新たに青色申告を始めたい方へ

確定申告する時期になって、いきなり青色で確定申告をすることはできません。**平成30年度**から青色申告をしようとする場合は、**平成30年３月15日まで**に所轄の税務署に**「所得税の青色申請承認申請書」**の提出が必要です。平成30年分の青色申告実績ができれば、**平成32年１月から加入**できます。

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。
青色申告には、税制上のメリットもあります

＜青色申告承認申請書の様式＞

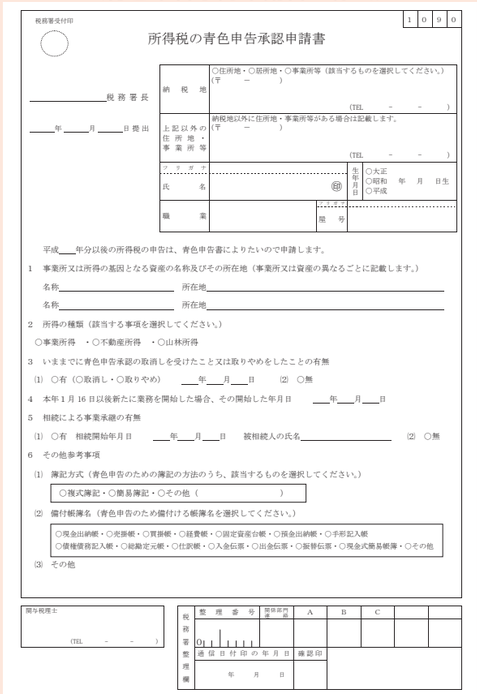

税務署受付印　1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

税務署長

年　月　日提出

納税地	○住所地・○居所地・○事業所等（該当するものを選択してください。）（〒　－　）（TEL　－　－　）
上記以外の住所地・事業所等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。（〒　－　）（TEL　－　－　）
フリガナ	
氏名	㊞　生年月日　○大正 ○昭和　年　月　日生 ○平成
職業	屋号

平成　年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1　事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称　　所在地

名称　　所在地

2　所得の種類（該当する事項を選択してください。）

○事業所得　・○不動産所得　・○山林所得

3　いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1)　○有（○取消し・○取りやめ）　年　月　日　(2)　○無

4　本年１月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日　年　月　日

5　相続による事業承継の有無

(1)　○有　相続開始年月日　年　月　日　被相続人の氏名　　(2)　○無

6　その他参考事項

(1)　簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

○複式簿記・○簡易簿記・○その他（　　）

(2)　備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）

○現金出納帳・○売掛帳・○買掛帳・○経費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳
○債権債務記入帳・○総勘定元帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簡易帳簿・○その他

(3)　その他

関与税理士　（TEL　－　－　）

税務署整理欄	整理番号	関係部門連絡	A	B	C	
	01					
	通信日付印の年月日		確認印			
	年　月　日					

青色申告とは

○**「正規の簿記」と「簡易な方式」**があります。
・正規の簿記は、複式簿記です。
・簡易な方式は、白色申告では求められていない現金出納帳等を整備することが必要です。

青色申告の主なメリット

○**青色申告特別控除**
「正規の簿記」の場合は65万円を、**「簡易な方式」の場合は10万円**を所得から控除可能です。

○**損失の繰越しと繰戻し**
損失額を翌年以後３年間（法人は９年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、**損失額を前年に繰り戻し**て、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

※帳簿を付けることで、**自らの経営状況をつかみやすくなる**とともに、**金融機関からの信用を得やすい**といった経営上のメリットも出てきます。

ＪＡでは青色申告への支援をしています。

●基幹支店ごとに青色申告会を設置しています。

青色申告会では、勉強会を開き、青色申告指導員が親切丁寧に記帳・帳簿作成を教えます。

●青色申告の記帳代行を実施しています。

・記帳代行とは、ＪＡが簿記記帳（『正規の簿記』で青色申告特別控除65万円）を実施することで、経理事務に費やす労力削減と節税につなげます。
・記帳代行の料金は、当年の販売収入の0.2%（税込み）、上限は３万円です。
・記帳代行を申し込みされる方は、基幹支店ごとの青色申告会に加入していただきます。

【青色申告お問合せ先】各基幹支店グリーンセンター（青色申告事務局）

黒石基幹グリーンセンター：52−4333
平賀基幹グリーンセンター：44−8490
田舎館基幹グリーンセンター：58−3638
尾上基幹グリーンセンター：57−2323
常盤基幹グリーンセンター：65−4050
石川基幹グリーンセンター：92−3311
板柳基幹グリーンセンター：73−2231

※勉強会の日程など、詳細につきましては各基幹支店グリーンセンター（青色申告事務局）にお願いいたします。

青色申告で収入保険制度が始まります！

注目

新しく導入される収入保険制度では、
農家ごとの平均収入の８割以上が確保されます。
農産物ならどんな品目でも対象になります！

＜収入保険制度の具体的な仕組み＞

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が１年分あれば加入できます。

○農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

○保険期間の収入が基準収入の９割（５年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の９割（支払率）を上限として補てんします。
※基準収入は、農業者ごとの過去５年間の平均収入（５中５）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度８割）では１％（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

＜収入保険制度の補てん方式＞

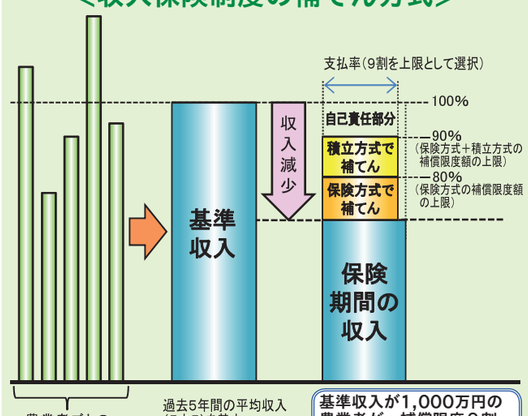

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度９割（保険８割＋積立１割）、支払率９割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金	
保険料は、（掛捨て）	7.2万円
積立金は、（掛捨てではない）	22.5万円
合計	29.7万円

※農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。

補てん金額

収入減少の程度（保険期間の収入）	補てん金の合計	積立方式（特てん金）	積立方式（特約補てん金）	補てん金を含めた保険期間の収入（対基準収入）
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）

収入保険の加入・支払のスケジュール（個人の場合のイメージ）

○青色申告実績が１年分以上ある農業者の場合、**平成31年１月**から、収入保険に加入できます。

30年		31年	32年
10月　～　11月	12月末	１月～12月（税の収入の算定期間）	確定申告後（３～６月）
加入申請	保険料・積立金の納付	保険期間	保険金・特約補てん金の請求・支払

［収入保険お問い合わせ先］○NOSAIひろさき広域（弘前市大字門外字村井262）　TEL 0172−28−5700
○ＮＯＳＡＩ津軽広域（五所川原市大字金山字竹崎203-4）　TEL 0173−33−1513